

トラック運送業における働き方改革 及び人材確保に向けた取組について

厚生労働省和歌山労働局
労働基準部監督課
職業安定部職業安定課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

▶ 令和6年4月から、年960時間の時間外労働の上限規制、改正した改善基準告示が適用されています。

トラック運転者の「改善基準告示」	
令和6年4月から適用されています。	
1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要がある） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の休憩外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】寄泊を伴う長距離貨物運送の場合^{※1}、継続8時間以上（週2回まで） ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】寄泊を伴う長距離貨物運送の場合^{※1}、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時は、原則として休憩を与える（1回おおよび連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間が心配くことができる^{※2,※3}勤務終了後、通常どおりの休息期間（継続11時間以上を基本、9時間を下回らない）を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に暴発している車両が予期せず突進したこと ・運転中に予期せず暴発予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が決壊したこと ・異常気象（雪後発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。
特例	分割休息（継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合） ・分割休息は1回3時間以上 ・分割が連続しないよう努める ・休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・一定期間（1か月程度）における全勤務回数中の2分の1が限度
	2人乗務（自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合） 身体を持たずに休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備（車室内ベッド）が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・拘束時間を24時間まで延長可（ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要） ・さらに、8時間以上の休憩時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可
	※4：車室内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション性等により走行中の揺動等からの衝撃が緩和されるものであること
	隔日勤務（乗務の必要上やむを得ない場合） 2日目の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2日目の拘束時間を24時間まで延長可（2週間に3回まで） 2週間の拘束時間は126時間（21時間×6勤務）を超えることができない
	フェリー - フェリー乗船時間は、原則として休息期間（減算後の休息期間）は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはいらない - フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない

【注1】長距離とは、令和5年厚生労働省告示第47号による改正後の労働基準法第166条の2第1項第2号に規定する「長距離」とは、平成29年4月1日から適用されています。

【注2】予期し得ない事象とは、次の事象をいう。
・運転中に暴発している車両が予期せず突進したこと
・運転中に予期せず暴発予定のフェリーが欠航したこと
・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が決壊したこと
・異常気象（雪後発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと
※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

【注3】予期し得ない事象とは、次の事象をいう。
・運転中に暴発している車両が予期せず突進したこと
・運転中に予期せず暴発予定のフェリーが欠航したこと
・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が決壊したこと
・異常気象（雪後発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと
※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録（公的機関のHP情報等）が必要。

・トラック事業者に対する監督指導の実施

トラック事業者に対し、労働基準法や改正された改善基準告示等の遵守状況を確認し、的確な行政指導を行うほか、各種助成金の紹介等の支援も行っています。

トラック事業者に対する監督指導の実施状況
令和6年4月～令和7年1月（和歌山局全体）
26事業場（うち21事業場に対し是正指導）

・発着荷主等に対する要請と働きかけ

トラック運転者の長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主だけでは見直すことが困難なものがあるため、「荷主特別対策チーム」を編成し、労働局労働基準部監督課の荷主特別対策担当官の指揮のもと、各労働基準監督署の労働時間相談・支援班の班員が、発着荷主等に対して要請行うほか、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等も行っています。

発着荷主等に対する要請の実施状況

令和6年4月～令和7年1月（和歌山局全体）

109件

労働基準監督署による荷主要請等

- ▶ 荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請
- ▶ 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアル

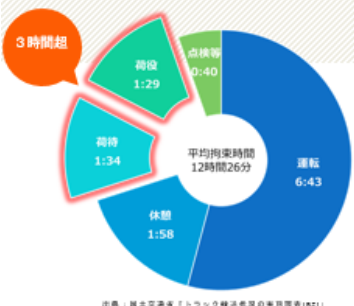
荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!

長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動
なくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、**荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組**に、ご理解とご協力をお願いいたします。

荷主の皆さまに向けてお成立ち情報発信中。詳しくはこちら▼

トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年4月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業を
お願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう」
「路上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
の2冊あり



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な運行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した荷時刻・納品日時の設定・発注をお願いします。**

改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や最寄の労働時間適正化推進員へお問い合わせください。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主・元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな『標準的運賃』が告示されました」



荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました!

「物流情報局」OPEN



2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。

こうした状況を踏まえ、
「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に **物流情報局** を開設しました。



▲荷主の方

▲事業者の方



物流情報局では、このような情報を発信しています。



荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

今後施行される法令のポイント

- 改正物流法、関係省令 など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など

今後も最新情報に更新していきます!ぜひご覧ください!

人材不足分野である運輸業の人材確保に向けた取組

和歌山労働局人材確保対策推進協議会

人材確保対策推進事業を効果的・効率的に推進するため、介護・看護・保育・建設・運輸・警備の分野(以下「人材不足分野」という。)により構成するネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて、相互の施策についての理解促進を図るとともに、必要な情報を共有し、人材不足分野の人材確保に係る具体的な連携事項を協議することを目的に設置されました。



ハローワーク和歌山 「人材確保対策コーナー」の取組

**企業説明会
&
見学会**

参加企業
有限会社 [redacted]
株式会社 [redacted]
(グループ会社)

職種：中型(4t)・大型(10t)トラック運転手 / 倉庫作業員
◆ 近中長距離輸送・輸送先は近畿圏中心 ◆ 資格取得支援制度あり ◆

仕事の1日のスケジュールは？ 未経験でも大丈夫？ 歩合制って？
運転手として働くうえでの疑問や実際の現場のことを聞いてみませんか？

当日の流れ
10:00-10:45 企業説明 仕事内容説明
10:50-11:05 トラック等見学
11:10-11:30 座談会

2024 9/5 (木) 10:00-11:30 事前予約制

定員 5名 会場 有限会社 [redacted] 和歌山市 [redacted]

費用保険失業等給付を受給中の方は、本イベントへの参加は求職活動実績となります。

お申込み お問い合わせ ▶ ハローワーク和歌山 ☎ 073-424-9772 紹介サービス第2部門 人材確保対策コーナー ☎ 和歌山時間：月・金 8:30~17:15

ハローワーク和歌山「人材確保対策コーナー」の周知・広報



ハローワーク和歌山
利用勧奨ポスター掲示場所
交通センター内
学科試験場 横



交通センター内
Information掲示板 横



ドライバーのみなさまへ
運転免許資格を仕事に活かしてみませんか？

**就職活動は
ハローワーク**

就職活動に役立つ
セミナーを実施

希望に合うしごと、
あなたと一緒に
探します

マイページに
お気に入りの求人、
検索条件を保存！

応募書類の作り方、
面接の受け方を
アドバイス

仕事で活かせるスキルや
知識を学びたい、高めたい
あなたを応援！
(ハローワークセミナー)

お役立ち情報も！

在職中の方は、
まずは **オンラインサービス** から体験しよう。
ハローワークインターネットサービス **検索**

スマホの方は
コチラから！

ハローワーク和歌山

住所 和歌山市美園町五丁目4-7
電話 073-425-8609 (代表)
利用時間 8:30~17:15 (平日)

HW和歌山HP
運転の求人一覧
HW和歌山公式

